

木津川市言語としての手話の普及及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（仮称）制定に向けた第1回意見聴取会要旨

日 時：令和7年10月2日（木） 10時00分～12時30分

場 所：木津川市役所本庁舎5階 全員協議会室

出席者：別紙 出席者一覧 参照

1 開会挨拶

2 意見要旨

※表記について、「障害」=各種法令等において規定。

「障がい」=規定がないもの。

（1）日常生活及び社会生活上の困りごと

当事者 救急搬送時や警察署等に手話通訳者等が不在であるため、救急隊等と意思疎通が図れない。

当事者 人員削減等の理由から鉄道の無人駅が増加しており、インターホンがあるものの難聴者では意思疎通が難しい。

支援者 市内に難聴児を受け入れられる習い事、スポーツクラブが少ない。音楽や音声での理解が難しいことを理由に、利用を断られるケースがあり、仕方なく市外のスポーツクラブへ通っている難聴児がいる。

当事者 当事者団体も高齢化が顕著になっており、会員数が減少傾向にある。

当事者 選挙の際、目が見えないと投票用紙の上下表裏や記載欄が分からず、代理投票は可能だが、誰に投票するかを音声で言わなければならぬため心理的障壁がある。

支援者 視覚障がいは、情報障がいと移動障がいに大別され、点字ブロックがあるだけでは、「何かがそこにある」ということしか分からぬため、音声案内の有無や情報板の所在は分からぬ。路上の点字ブロック上に物を置かれると通行することができない。

支援者 トイレが多機能になっており、ボタンや物品の所在が分からぬ。

支援者 買い物の際には慣れた店舗で店員に支援を依頼する。スマートフォンを活用する当事者もいるが、凹凸がないためわかりづらく使用していない

- 当事者もいる。
- 支援者 話しかける際に名乗って欲しい。街中で一時的に移動の付添い等をしてもらった際に、「これで終わるので離れます」等の終了の声掛けがあると分かりやすい。
- 支援者 路上において、自転車が後ろから追い抜いていく際に、接触しかけることがあり、怖い思いをする。
- 当事者 お金の計算が苦手なので、できるように教えて欲しい。
- 支援者 早口だと分かりづらいので、ゆっくりと話して欲しい。
- 支援者 ニュアンス（「そこ」「ちょっと」「きれい」等）を表現する際に、どの位置を指しているのか、どの程度か分からない。

（2）条例素案について

《素案に対する意見》

- 支援者 令和7年6月に手話施策推進法(手話に関する施策の推進に関する法律)が施行され、第2章中に子どもに関する施策が明記されていることから、子どもに関する施策を条例にも明記いただきたい。手話施策推進法施行後に制定する条例として、同法の内容を反映していただきたい。
- 市 記載する方向で検討する。
- 支援者 相楽圏域の手話通訳者は16名、うち平日日中に対応できる支援者は限られている。支援者を増やすことの必要性及び現任者へのフォローアップの研修について明記いただきたい。
- 市 支援者の養成については、第7条第3号にその主旨を含んでいるが、表現については検討する。
- 支援者 条例及び施策の実施状況等を評価、検証する機会について、協議会の構成員及び開催頻度を条例に記載いただきたい。
- 市 当事者や支援関係機関等が出席する形での施策の検証等の場については、市自立支援協議会の部会活動として位置づけて開催することを想定しているが、条例へどのように記載するかについては検討する。
- 当事者 市の行政内部においても、聴覚障がい等への理解が不十分である。配慮等に関する理解促進のための施策が必要である。
- 市 人権研修等を活用し、市職員への啓発の必要性を感じている。具体的な施策は検討する。
- 当事者 条例制定を契機として、市役所に手話通訳者が設置されることを望む。
- 市 現時点での設置可否に関する回答は難しい。

- 当事者 聴覚障がい等は見た目に分からない。子ども（未就学児から高校生）へ、手話を含む障がいに関して学ぶ機会を作って欲しい。具体的には、全校で手話等に関する啓発を実施していただきたい。
- 市 障がい特性や配慮に関する啓発の必要性については認識していることから、教育委員会とも連携し、施策化していきたい。
- 当事者 施策推進にあたり予算の確保が必要と思われる。財政措置に関する条項を作っていただきたい。
- 市 第4条市の責務として、施策推進について記載をしているが、予算措置に関する文言を入れるかについては検討する。
- 支援者 第2条定義について、「用語の意義」ではなく「用語の定義」ではないか。
- 市 「用語の定義」に置き換える。
- 支援者 第2条第1号の障がい者の定義について、「相当な」という文言は必要なのか。「障がいがある状態」にするのは本人ではなく社会側の問題ではないか。
- 市 障害者基本法からの引用を基礎として定義を作成したが、削除するかどうかは検討する。
- 支援者 本条例はコミュニケーション手段の利用の促進に焦点をあてるものか、合理的配慮等配慮そのものに焦点をあてるものか。いずれであるのか。
- 市 条例制定後に啓発に関する施策を実施する際に、市民等のひとりひとりの中に配慮の気持ちが生まれることを意識して実施することを意図している。当事者の方の心の中の、障がいについての葛藤や苦しさについて、啓発対象の方へ十分に伝わるよう、啓発の方法について検討をする。
- 支援者 前文に、2024年から合理的配慮が義務化されている差別解消法及び2019年制定の読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）における視覚障がい者に対する読書への配慮等も記載いただきたい。
- 市 それらを記載できるようにする意向である。
- 関係団体 前文において、1878年に京都においてろう学校教育が始まったという記載について、修正が必要。実際には、盲ろう教育の先駆けとなった京都盲啞院（きょうともうあいん）が設立された。その旨を記載いただきたい。
- 市 前文の修正について検討をする。

«その他意見»

- 当事者 合理的配慮については、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）によって義務化されている。また、雇用については障害者雇用促進法において義務化されているが、実状が伴っていない。個人の課題としてではなく、社会側の課題として検討すべき内容であることを踏まえる必要がある。
- 市 各法律において、内容により義務規程と努力義務規程が混在していることから、市及び事業者の役割、責務についても、十分に検討する。
- 関係団体 第2条の定義に、高次脳機能障害及び難治性疾患を盛り込んだ意図を確認したい。
- 市 高次脳機能障害や難治性難病の一部の疾患においては、記憶障害が生じることや、コミュニケーション方法に配慮を要することについて、実際に窓口等において対応した際の経験から、支援対象とする必要性を感じ、定義に入れた。
- 関係団体 発達障がいには、学習障害や注意欠陥多動性障害等、様々な障がいが含まれている。1クラスに1割の発達障がいのある子がいるという統計があるが、実際にはその割合以上の困り感を感じている子がいると思う。幼少期から、障がいに対する配慮について学ぶ機会があることにより、相手への理解だけでなく、自分自身への理解が促進されると思う。コミュニケーションは、両者に相互理解しようという意識があつて初めて成り立つたつものである。
- 当事者 視覚障がい者の中には、白杖を持って歩いている人もいる。視覚障がい者である自分自身は、ヘルプマークを常につけて歩いている。障がいがあることを周囲に理解してもらいやすくするために、聴覚障がい者もヘルプマークをつけてもらったら他者が理解しやすくなると思う。
- 市 ヘルプマークは希望があれば、希望者に配付している。
- 当事者 聴覚障がい者は耳マークを使用することもあるため、様々なマークが広がっていけばいいと思う。
- 当事者 子ども同士が悩みを乗り越え、共生していくように前文等に記載していただきたい。
- 市 子どもたちの障がいに関する相互理解を促すために必要となる教育部門との連携についても、手話施策推進法において、子どもへの支援に関する記載があることから、記載について検討する。
- 支援者 学校単位では、毎年障がい当事者による講演を実施している。

（3）条例制定後に実施できること

関係団体 すでに長期休みに実施している小中学生対象のボランティア体験を今後も継続していく。市内の各小学校と連携し、福祉教育への取り組みとして手話教室や車いす体験を実施している。今後、より多くの学校で実施できるよう働きかけを行いたい。

福祉サービス利用援助事業における対象者は、判断能力に不安がある人であり、身体障がいのみの理由では対象とならない。しかし、加齢に伴う書類等の見えづらさを理由とした制度利用についての相談等もあるため、そのような方を含めた必要な人が利用可能となるよう検討をしていきたい。全国的に各種当事者団体の高齢化や担い手減少の課題があり、比較的若い年代は、福祉活動を行う余裕がない状況である。その前提の下、それぞれが何ができるか等、しっかりと考えていかなければならない。

支援者 すべての市の行事等に手話通訳や要約筆記を配置していただきたい。行事等の参加者が実際に手話や要約筆記を目にすることが大切。通訳者の養成には数年間の時間がかかる。市や市社会福祉協議会にも協力してもらい、通訳者養成の取組みを作っていただきたい。

市 通訳場面を実際に目にして周知の効果があり、その必要性は認識している。通訳活動だけではなく、周知啓発活動の際に通訳者に協力していただくことからも、通訳者の人数及び質の確保の必要性がある。養成研修をはじめ、現任者へのフォローアップ、資格取得後、実務についていない方の掘り起こしも視野に入れた取組みの実施を検討したい。

関係団体 意見聴取会において当事者等の声を直接聞くことの重要性を実感した。

1,000強ある事業者に対して、合理的配慮の周知を行いたい。事業者側の人材不足の状況もあることから、山城南圏域自立支援協議会就労支援部会とも連携し、就労体験の実施等ができるよう、周知や協力をしていきたい。

当事者 日本国内に、難聴者は1,400万人いると言われており、総人口比約1割である。加齢に伴い高音域難聴となる人も多いが、聞こえづらくなつたことを他者に言えず、自宅に閉じこもりがちとなる人も多い。そのような方が自宅から出て地域交流してもらうには、当事者団体と通訳者等の支援者との協働が必須となる。要約筆記等の通訳に興味を持ってもらうことや京都府の養成研修へ繋がるような仕組みづくりが必要である。聽覚障がい者である自分自身も、その他の障がいについて知らないこと

も多く、相手のことを知ろうと勉強することの重要性を感じている。相互理解が促進されるような取組みを行うことが大切である。

当事者 条例制定後は、啓発活動等への関与により当事者も忙しくなるが、どの当事者団体も会員数が減少傾向にある。当事者に負担が掛かり過ぎないような仕組みづくりのための協議が必要。

市 条例を制定することで、既に取り組んでいることの集約や、市職員の障がい特性に対する配慮に関する意識醸成も図っていきたい。啓発活動を行う際の窓口の明確化についても協議が必要である。

3 閉会挨拶

以上